

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	豊栄インター南地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号, 第3号及び第5号に掲げるもの (2) 兼用住宅 (3) 法別表第2(ニ)項第5号及び第6号に掲げるもの	建築してはならない建築物 法別表第2(イ)項第1号, 第3号及び第5号に掲げるもの	建築することができる建築物 法別表第2(イ)項第1号から第3号まで及び第8号から第10号までに掲げるもの
壁面の位置の制限	———	———	道路境界線からは1m, 隣地境界線からは0.6m。 ただし, 次に掲げるものは, この限りでない。 (1) 軒の高さが前面道路の肩から2.3m以下で, かつ, 床面積の合計が5㎡以下の物置その他これに類するもの (2) 軒の高さが前面道路の肩から2.3m以下の自動車車庫 (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの
	———	———	———
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	———	道路に面する垣又は柵の構造は, 生垣若しくは金網, 鉄柵その他透視可能な形状のもの又は高さ0.6m以下のもの。	道路に面する垣又は柵の構造は, 生垣若しくは金網, 鉄柵その他透視可能な形状のもの又は高さ0.6m以下のもの。
	———	ただし, 豊栄インター南C地区の良好な居住の環境を保全する目的で設置するものは, この限りでない。	———
	———	ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(※1)	———

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は, 条例第8条に定められている規定です。